

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、3ヶ月以内に自己都合又は本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、当社は、受領済みの紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に従い、貴社（求人者）へ返還するものとします。

- ・ 入社日より7日以内に退職した場合：紹介手数料 80%を返還
- ・ 入社日より30日以内に退職した場合：紹介手数料の 50%を返還
- ・ 入社日より31日以上 60日以内に退職した場合：紹介手数料の 30%を返還
- ・ 入社日より61日以上 90日以内に退職した場合：紹介手数料の 20%を返還

ただし、以下のいずれかの事由に該当する場合、本返戻金制度は適用しないものとします。

1. 貴社による採用決定者に対する労働関連法令（労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法など）の違反、ハラスメント行為、または入社時の提示条件と著しく異なる労働条件を提示したことを理由に採用決定者が退職した場合
2. 天災地変、暴動、労働争議等の不可抗力により、採用決定者が就業不能となった場合
3. 採用決定者が自己の判断や過失によらず、貴社の都合により解雇された場合
4. 採用決定者が、貴社の役員、従業員、またはその関連会社に再雇用された場合
5. 貴社が本契約に定める義務を履行しなかった場合

本制度の適用には、貴社は採用決定者の退職日から10営業日以内に当社へ書面にて通知するものとします。通知がない場合、本制度は適用されない場合があります。

許可番号 21-ユ-300452

事業所名 株式会社ガルーダ・ジャパン